

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／7月15日(木) 13:00~16:00
- 場所／金屋文化保健センター 応接室

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)
☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)
☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)
☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513
ファクス 32-4827

私の感動

4月の横断歩道で

新学期が始まったころ、金屋文化保健センター近くの信号のない横断歩道を鳥屋城小学校の高学年と思われる3人の女子児童が渡ろうとしていました。

私は車を止め、渡るように手で合図しました。3人は会釈をしながら渡りました。そして振り返り、頭を深々と下げてくれたのです。私もつられてつい会釈をしてしまいました。

このような光景を見たことのある方もいらっしゃると思います。この



まちには、このような小・中学生が大勢いると思います。一瞬の出来事でしたが、コロナ禍でストレスが溜まる中、心温まる気持ちにさせてくれました。相手を思いやる小さな行為が、明るく住みよいまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

子どもの権利条約では、「命を守られて成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」がとても重要な原則とされています。

大変ありがたいことに、このまちには横断歩道や交差点に立って、子どもたちが安全に登下校できるように見守ってくださる方がたくさんいます。子どもは次の時代を担う社会の宝物です。私たち大人も自らの行動で、命を守る手本を示せたらと思っています。

人権機関有田川会計 和泉保廣

令和3年度(2021年度) 重点テーマ ふれあい

人権機関有田川委員から募った意見をもとに、今年度の重点テーマを「ふれあい」に決定しました。

おうち時間に考えよう

人権啓発標語募集

内容／「ふれあい」をテーマにした標語

● 応募対象／町内に在住または通勤・通学している方

● 応募方法／作品に氏名(ふりがな)・年齢・学校名と学年(学生の場合)・住所・電話番号を記載し、ご応募ください。

※応募は一人一作品までです。

応募先

〒643-0153

有田川町中井原136番地2

有田川町教育委員会社会教育課内
人権機関有田川事務局宛

● 応募期間／7月5日(月)～8月

31日(火)必着

● 入賞／一般の部(高校生含む)・中学生の部・小学生の部の三部門で若干数を選考し、記念品を贈ります。

● 展示／人権標語作品集や啓発用教材などに使用し、広く活用します。

● その他／テーマ自体が標語に含まれなくても構いません。作品は未発表のものに限り、原則として返却しません。また、作品の著作権は主催者に帰属します。